

■労働関係指標【令和6年8月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月に比べて0.2ポイント減少)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.23倍 (前月に比べて0.01ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	6,791万人 (前年同月比42万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与並びに原数値)	296,588円 (前年同月比3.0%増)

Topics 1. 人事労務電子化のススメ (年末調整編)

昨今、人事労務分野においても業務の電子化対応を迫られる場面が増えてきています。中でも、年末調整申告はここ最近、年を追うごとに急速に電子化が進んでおり、現時点では、人的控除や控除証明書提出が必要な保険料申告等のほぼ全てが電子上で完結させることが可能になりました。今回は、年末調整申告を電子化した際の変化についてご説明いたします。

Point 年末調整申告の電子化による変化

① 各種申告書の電子化

各種申告書(紙)の配布は不要となり、システムのダウンロードやURLの通知を従業員(申告者)へ行きます。従業員は個人アカウントでシステムへログインし、PCやスマホで申告することが可能です。

- メリット 所得額入力は所得の種類ごとに収入額を入力することで、所得種別に応じた控除額が自動で計算され、複雑な手計算が不要となります。
- メリット 所得額等年末調整計算に必須の項目が未入力の場合、エラーメッセージにより指摘され、申告漏れを防ぐことが可能です。
- メリット 2日目以降は前年度に申告した情報を基に申告し、変更点の修正のみで申告が完了します。
- メリット 従来紙で保管していた申告書を、申告された電子データを原本として法定の保管期間7年間保管することになります。



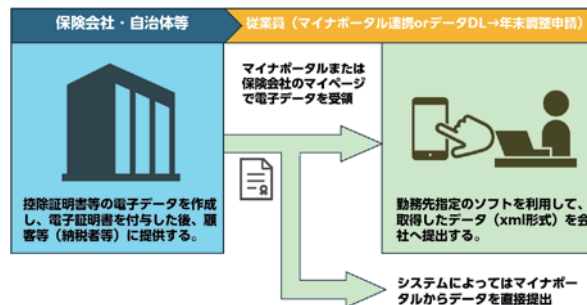
② 電子的控除証明書を利用した申告

証明書発行元である保険会社等より、マイナポータルや民間のサービスを利用して電子データの取得が可能になります。取得したデータはその形式に応じて、システム連携やシステムで読み込むことで申告が完了します。

電子的控除証明書等対応帳票データは次のとおりです。

- ・小規模企業共済等掛金控除証明書
- ・国民年金保険料等控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・住宅借入金特別控除申告書

※証明書発行元やシステムが対応していない場合があります。



- メリット 従業員は、情報入力や控除証明書等の紙面の提出は不要となります。申告データを確認する担当者も証明書と申告内容の突合せが不要となります。
- デメリット 保険会社等によっては電子データの受領を希望する場合、事前申し込みが必要となる場合があるため確認の上、対応が必要です。
- デメリット 保険会社ごとに電子データの提供方法が異なる場合があるため、各社ごとに対応が必要になります。

③ システムでの対応

システムでの申請に移行することにより、紙面で行ってきた作業から変化し、メリット・デメリットが発生します。

- メリット 2日目以降は前年度に申告した情報を基に、変更点の修正のみを申告するシステムが多く、従業員の作業量が軽減されます。
- メリット 年末調整申告システムから給与計算システムへ直接連動や汎用データ出力を取込みする等、データ連携で完結し、給与担当者の手入力の手間が削減できます。
- デメリット 高齢者等のITに不慣れな従業員へのシステム操作のフォローが必要になります。
- デメリット 法改正があった場合、制度面のみならずシステム上での変更点も確認する必要があります。
- デメリット システム利用に伴い、コストが発生します。

弊社ではすでに年末調整申告の電子化を進めておりますが、保険料申告等において電子的控除証明書により申告される方は、まだ数パーセントと少数です。しかし、一部を電子化したことにより業務量・負担が大きく削減できました。会社の状況によってはデメリットが大きい場合や懸念点もあるかと思いますが、これからの時代、電子化は避けられない流れとなっております。この機会に電子化への切替をご検討されてみてはいかがでしょうか。

TOPICS 2. 副業・兼業における労働時間通算ルール見直しへ

複数の企業において、労働基準法が適用される「労働者」として副業・兼業を行う場合は、それぞれの企業における労働時間を通算し、法定労働時間を超過した場合は割増賃金を支払う必要があります。この労働時間通算ルールの見直しは、本年1月より厚生労働省の有識者会議で議論されています。今回は現行の副業・兼業における労働時間通算の考え方を確認するとともに、ルール見直しの背景についてまとめていきます。

Point1 現行の労働時間通算の考え方

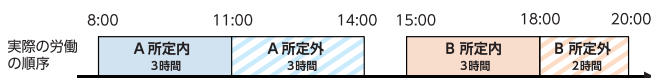
使用者は以下の手順で、自らの企業における労働時間と、労働者からの申告などにより把握した副業先での労働時間とを通算します。

STEP1: 所定労働時間を労働契約締結の順で通算

STEP2: 所定外労働時間を実際に所定外労働が行われた順で通算

通算の結果、法定労働時間（1週40時間または1日8時間）を超える場合、割増賃金の支払いが必要となります。

(例) 労働契約締結の順はA→Bとする



STEP1・STEP2の通り並び替えると以下の順となり、事業場Aの所定外労働3時間のうち1時間と、事業場Bの所定外労働時間2時間が法定外労働（1日8時間超）に該当します。



特別な労働時間制（変形労働時間制度など）における労働時間通算の考え方については、厚生労働省の解説資料をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001079959.pdf>

Point2 ルール見直しの背景と今後の展望

[Point1]で解説した通り、副業者を雇用する企業は自社での労働時間と副業先での労働時間を通算して労働時間を管理する必要があり、この複雑な通算ルールが重い負担となっているために副業・兼業の許可や受け入れが難しいとの指摘があります。柔軟な働き方や多様なキャリア形成の実現に向けて、企業にとって副業・兼業の敬重要因となっている現行の細かな労働時間管理を廃止する方針で議論されています。通算ルール見直しについては、労働基準法の行政解釈を変更するか法改正で対応する見込みであり、有識者会議の報告書を受けて、今後は労働政策審議会で制度の詳細を詰めていきます。運用変更は令和8年以降になる可能性があり、今後も制度改正に向けた動きに注目です。

TOPICS 3. 脱退一時金は何度も貰えるのか？

弊社では、厚生年金脱退一時金の裁定請求代行も行っており、これまで数多くの案件を扱ってきました。必要書類を含む手続き自体は複雑ではなく、むしろ年金事務所側に不慣れな職員が多いというのが、率直な印象です。一方で、最近では、帰国して脱退一時金を請求した外国人労働者が、その後日本に再入国してまた働くケースに関するお問い合わせが増えています。

そもそも脱退一時金制度は、外国人労働者の社会保険料の掛け捨てを防ぐ趣旨で、平成7年に創設されました。一般に、外国人労働者は、日本での滞在が短く、保険料を納付しても、老齢年金が給付されない場合が多かったためです。つまり、日本に戻らない前提で創られた制度なのです。

しかし、今では、外国人技能実習制度と特定技能外国人制度が発展し、本国への一時帰国の場合でも請求できることが、はっきり認められています。例えば、外国人技能実習機構のHPには、「3号技能実習生として実習を受けようとする方が、脱退一時金の受給を希望する場合には、技能実習計画で決められた一時帰国時、および技能実習3号終了後の帰国の都度、請求していただくこともできます」と記載されています。

また、日本年金機構のHPには、「技能実習1号・2号の実習期間（3年間）が終了、一時帰国後に特定技能1号として日本に再入国し5年間に留する予定の場合は、一時帰国する時と、特定技能1号終了後に帰国する時の2回に分けて、請求してください」と明記されています。

このように、脱退一時金は、一時帰国時でも請求できる場合があると行政側が明示していることから、技能実習生関係でなくとも、脱退一時金は一時帰国時に請求できる、という解釈が拡がりつつあるようです。ここで、脱退一時金支給の法的要件を確認すると、日本国籍を有していない等7つありますが（厚生年金保険法附則第29条1項）、将来的に日本で再び年金制度に加入しないという条件はありません。主に、社会保険の資格喪失と日本国内に住所がないという要件を満たせば、脱退一時金の請求はできるものと解されます。

一方、脱退一時金の請求は、外国人労働者自身が行うものであり、その責任は個人に帰しますが、事業主側の責任は生じないのでしょうか。厚生年金保険法第14条2には、「資格の喪失の時期は、その事業所または船舶に使用されなくなったとき」と規定されています。よって、雇用契約が継続している一時帰国の場合は、退職扱いにすべきであり、資格喪失は適切でない、という解釈も可能です。

このように、専門家でも判断が難しいのが現状ですので、厚生省や年金機構が、請求できるケースとそうでないケースを、基準と具体例を示しながら公表して欲しいと感じております。

なお、上記とは別筋の話ですが、最近では、外国人が帰国する際に、住民税の未払額を支払わない問題もクローズアップされており、一部の市町村では、脱退一時金の差押えを実行しています。

脱退一時金は制度として定着していますが、今後も新たな課題が発生する可能性はありますので、専門家として注視し続けたいと思います。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《霜月》旅に出よう

毎年1回は、それまでに行っていない地を訪ねることにしている私です。今年はいつもより少し時間をかけて、世界遺産でもある和歌山県の熊野古道を旅してきました。

熊野古道と言えば長く険しい道を歩くイメージがありますが、出発前の天気予報はなんとほぼ毎日が雨。あきらめて神社巡りだけしようと思っていたら予想に反して快晴がつづき、2日間を歩くことができました。静寂の木立の中を黙々と歩き続ければ、しばし現実を忘れ自分に集中する、いい時を過ごせます。古道歩き、おススメです。

それにしても印象的だったのは、外国人観光客の多さでした。バスに乗れば英語や中国語が飛び交い、自分がどこにいるのか一瞬わからなくなる感覚。各地でオーバーツーリズムが問題となっている昨今ですが、訪ねる側、迎える側それぞれが敬意を持って楽しく過ごせたらいいですね。

旅はいつも、自分を見つめ直す時間を与えてくれます。忙しい日々ではありますが、気負わず、身軽に、興味を持った場所へ足を運んでみるのはいかがでしょうか。(紀)



バックナンバーはこちらから!



<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

